

令和2年1月吉日

各 位

広島大学医学部保健学科長

広島大学医学部保健学科基金趣意書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

広島大学医学部保健学科は、平成4年に看護学、理学療法学、作業療法学の3専攻からなる学科として設置されました。看護学専攻は西日本初の4年制大学であり、理学療法学専攻と作業療法学専攻は全国で初めての4年制大学です。設置以来、パイオニアとしての使命を果たすべく保健・医療の指導的な役割を果たせる人材の養成をめざしてきました。

本学科の卒業生は、看護師・保健師・助産師・養護教諭、理学療法士、作業療法士として社会で活躍しています。初期の卒業生の多くは医療人としてのキャリアを積み、臨床において管理職等の重責を担っております。また、教育現場において人材を育成する教員や、保健学の発展に寄与する研究者を多数輩出しています。このように国内外の保健・医療・行政・福祉の場で活躍する多くの医療人・教育者・研究者を輩出し、幅広く社会に貢献してきました。

平成26年度に広島大学は国際化を徹底して進める大学としてスーパーグローバル大学創成支援事業のトップ型に選定されました。全学的に国際化が推し進められる中、本学科では平成23年度より International Network of Universities (INU)の活動へ参加し、ヨーロッパ、アメリカ、アジア、オセアニアの大学等へ学生が留学する等の国際交流を行っております。今後、国際化の一層の進展を図り、グローバル化への学生の対応能力を高めるため、教育支援体制の強化を図っていきたいと考えております。

広島大学医学部保健学科基金は、国際的に活躍することができるグローバル人材の育成を通して保健学・医療の発展に寄与するものです。「教育の国際化への支援」という本趣旨にご賛同いただき、皆様の温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

### 【基金の使途】

広島大学医学部保健学科基金は、本学科における教育の国際化を更に発展、充実させるため、主として以下を使途とします。

(1) 国際交流支援事業：学生の海外留学支援

グローバル社会で活躍できる人材の育成及び国際化・国際競争力強化の観点から、学生が諸外国の高等教育機関に留学するための経費を支援します。

(2) 社会貢献事業：外国人講師による講演会等の開催

イノベーション創出と人材育成を通じて地域社会への還元を目的とします。

### 【寄附単位】

(1) 個人

一口 10,000 円

(2) 法人

一口 50,000 円

### 【寄附方法】

寄附者は、本学の指定する申込書の提出、本学の指定する金融機関の口座への振込又はインターネットを利用して所定の事項を登録する方法により、本学に申し込むものとする。

### 【ご寄附いただいた方への顕彰】

広島大学ホームページ等にご寄附いただいた方のご芳名、法人名等を掲載いたします。掲載をご希望されない場合は寄附申込書の寄附金情報の公開等欄の不承諾を選択してください。

寄附金に対する税制上の優遇措置は以下のとおりです。

広島大学医学部保健学科基金へのご寄附は、所得税法上の「寄附金控除」の対象となる特定寄附金（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号）又は法人税法上の全額損金算入が認められる指定寄附金（法人税法第 37 条第 3 項第 2 号）として財務大臣から指定されておりますので、税制上の優遇措置を受けることができます。

また、この寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村に寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在お住まいの方は、個人住民税についても税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人の場合

○所得税の寄附金控除

寄附金額－2,000 円について所得控除を受けることができます。ただし、総所得の 40%が所得控除を受けられる上限額となります。

○個人住民税の寄附金税額控除

(寄附金額－2,000 円) ×控除率について個人住民税の税額控除を受けることができます。ただし、(総所得の 30%) ×控除率が税額控除を受けられる上限額となります。

**【控除率】**

都道府県から指定を受けた場合の控除率 4%

市区町村から指定を受けた場合の控除率 6%

都道府県・市区町村の両方から指定を受けた場合の控除率 10% (4%+6%)

(2) 法人の場合

寄附金の全額を損金算入することができます。

※ 寄附金の入金を確認させていただいた後に、本学が発行する「寄附金領収書」をお送りします。寄附金控除を受けるための申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。

※ 本学が寄附金の入金確認後にお送りする「寄附金領収書」を添えて税務署に確定申告（個人の方で確定申告しない場合はお住まいの市区町村に申告）していただければ、税制上の優遇措置を受けることができます。

広島大学医学部保健学科における教育の円滑な推進、本学科の今後の発展のため、格別のご高配を賜り、寄附金をお寄せいただくようお願い申し上げます。

**【お問い合わせ先】**

広島大学基金室

〒739-8511 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号

TEL : 082-424-6132 FAX : 082-424-6020

E-mail : kikin@office.hiroshima-u.ac.jp